



2024年8月15日

各位

会社名 株式会社DTS
代表者名 代表取締役社長 北村 友朗
(コード番号 9682 東証プライム)
問合せ先 取締役常務執行役員 浅見 伊佐夫
電話 03 - 3948 - 5488

再発防止策の策定に関するお知らせ

2024年8月6日付「特別調査委員会の調査報告書（開示版）公表に関するお知らせ」に記載のとおり、特別調査委員会の調査により、当社の海外子会社（以下「本件海外子会社」といいます。）において、顧客関係者等に対する不適切な支払いがなされていた事実（以下「本件事案」といいます。）が認められました。当社は、特別調査委員会の調査結果、発生原因の分析及び再発防止策の提言を真摯に受け止め、本日開催の取締役会において、当社が取り組む再発防止策を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

株主の皆様をはじめ、当社グループのお客様、取引先等関係者の皆様には、多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。今後、再発防止策を着実に実行し、信頼の回復と企業価値の向上に尽力してまいりますので、今後ともご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 問題と原因分析

本件海外子会社の顧客関係者に対する不適切な支払いは、当社による子会社化以前から継続していたことが確認されており、本件海外子会社においては従前より贈賄リスクの感度や管理水準が低かったと考えております。他方、特別調査委員会より指摘された以下の問題を踏まえ、当社においては、本件海外子会社への出資時の精査やその後の管理が不十分であったこと、また、グローバル戦略の推進体制に弱さがあったこと等が本件事案の主たる原因と考えております。

詳細につきましては、2024年8月6日付「特別調査委員会の調査報告書（開示版）公表に関するお知らせ」をご覧ください。

【特別調査委員会の調査報告書で指摘された問題（抜粋）】

(1) DTS（当社）の問題

- ① 本件海外子会社に対する出資時のDD（デューデリジェンス）における贈賄リスク対応の問題
- ② 本件海外子会社の子会社化後の子会社管理（PMI）の問題
- ③ グローバル戦略を推進する知見や体制の問題
- ④ 有事対応における情報共有の問題

(2) 本件海外子会社の問題

- ① 経営トップのコンプライアンス意識の問題
- ② コンプライアンス体制の問題
- ③ 外部の共謀者の存在
- ④ ガバナンスの問題

2. 再発防止策

(1) D T S（当社）で実施する再発防止策

当社は、上記の原因分析及び特別調査委員会からの再発防止策の提言を踏まえ、以下のとおり再発防止策を策定いたしました。

① グローバル戦略の明確化

- ・ 2025年度にスタートする次期中期経営計画において、D T Sグループのグローバル戦略を明確化し、それに応じた体制整備を進める。

② グローバルなコンプライアンスリスク対応の強化

a. 贈賄リスクに対する感度の引き上げ

- ・ 海外特有の贈賄リスク等を含むコンプライアンスに関する教育内容を整理し、当社から派遣する取締役に対して定期的な教育の実施を徹底する。

b. 海外グループの管理業務の評価と再定義

- ・ 海外グループの管理業務について、過不足を評価し、強化が必要な業務について責任部署の明確化および再定義を実施する。

c. 管理体制の強化

- ・ 海外グループ管理業務に関わる人員体制を評価し、専門知識を有する人材の確保および増員等により体制を強化する。

③ 監査室の体制・監査項目等の見直し

a. 監査体制の強化

- ・ 海外グループにおけるコンプライアンスリスクへの知見を備えた人材の育成および専門性のある人材確保により監査室の体制強化を図る。
- ・ 本件海外子会社の監査委員会の活動状況モニタリングを内部監査の監査スコープへ含める。

b. 海外グループにおける外部監査機関を活用した監査の実施

- ・ 海外グループに対する監査については、現地法令に精通した現地外部監査機関へ監査業務を委託し、年度監査を実施する。

④ 有事対応における多角的な検討と情報共有の改善

a. 緊急時連絡体制の強化

- ・ 緊急時の類型等を整理し、必要な報告先を踏まえた、報告・連絡体制を整理し徹底する。
- ・ 緊急事態に対して、決算・監査への影響など多角的な視点を入れた対応を徹底するため、情報連携や対応検討などの仕組みを整理し、危機管理規程に定める。
- ・ 特に不祥事案については、グループ全体への影響が甚大となる可能性があることを理解し、

初期段階から経理部さらには監査法人への速やかな情報連携が必要であることの認識を深めるための取り組みを継続的に実施する。

b. コンプライアンス教育の強化、徹底

- ・ 本件事案を題材とする事例を活用し、従業員に対するコンプライアンスリスクに関する教育を徹底する。
- ・ 当面の間、グループ全体に対して、贈賄リスク等への感度引き上げを目的として、「贈収賄リスク」や「不正事案発覚時の情報の速やかなエスカレーション」を中心的な内容とした不正リスクに関する教育を別建てで実施する。
- ・ 当社が運営しているグループ共通の内部通報窓口の存在について、グループ全体への周知を強化する。

(2) 本件海外子会社で実施する再発防止策

① ガバナンス体制強化

a. 経営体制の刷新

- ・ 既に本件海外子会社のCEOは本件事案に関与していない新たに採用した人物に交代しているが、引き続き執行体制について必要な手当てを検討し実施する。
- ・ 本件海外子会社の取締役の構成について、内部統制面のモニタリングに重きを置いた構成へ刷新する。

b. 監査委員会体制の再構築

- ・ 本件海外子会社の監査委員会の体制を、全て業務執行に関与しない取締役又は独立性のある社外委員によって再構築する。
- ・ 現地の法務やコンプライアンスの実務に精通した現地の外部専門家を監査委員として選任する。

c. 監査委員会による監査範囲の見直し

- ・ 監査委員会は、監査委員会による監査範囲をコンプライアンスに限らず、内部統制面についてもその範囲に含め、法定監査人や内部監査の指摘を踏まえた改善やそのモニタリングに積極的に取り組む。

d. 内部監査によるモニタリングの改善

- ・ 再構築した監査委員会の主導のもと、外部専門家の支援も得ながら、贈賄リスクその他のコンプライアンスリスクにもフォーカスした内部監査を実施する。

② コンプライアンス体制強化

a. 経営トップからのコンプライアンス最優先のメッセージ発信

- ・ 経営トップから、業績よりもコンプライアンスを最優先した行動規範に則った行動を全役職員に求め、組織風土を抜本的に改善する決意を表明する旨の明確なメッセージを改めて、かつ継続的に発信する。
- ・ また、コンプライアンス方針について、従来から実施しているメール等の送付に加えて、直接メッセージを伝達するなどの伝達方法を工夫し、実施頻度も見直す。

b. コンプライアンス体制の構築

- ・ 本年度新たに設置するコンプライアンス及びリスク管理を所管する部署により、本件海外子会社内におけるコンプライアンス体制に関する責任を明確にしたうえで管理体制を構築す

る。また、同部署にて、コンプライアンスリスクの定期的なモニタリングおよびルールや運用方法の改善活動を行う。

c. 社内規程類の見直しと教育・研修の実施

- ・ 贈賄リスク等に関する最新の法制度等を踏まえて、社内規程の内容を見直し、従業員に対して遵守すべき内容を整理し、教育・研修を早急を実施する。
- ・ 従業員入社時のコンプライアンス研修実施の徹底等、コンプライアンスプログラムの見直しを実施する。

③ グローバル・ホットラインの改善

- ・ 本件海外子会社における匿名通報を受け付けない内部通報の制度設計については、内部通報制度に関する現地法令への適合や実務についての外部専門家の意見も踏まえて見直しを検討する。
- ・ グループ共通の内部通報窓口の存在について、本件海外子会社内に改めて周知するとともに、今後のコンプライアンス研修の機会などにおいても周知を繰り返し行う。

④ 調達プロセス等の内部統制の改善

本件海外子会社における調達プロセスの問題について、以下の対策を実施し、速やかに是正する。

- ・ 新規の外部委託先との取引開始時におけるバックグラウンドチェック及び取引開始時の承認ルールを厳格化する。
- ・ 外部委託先に対する定期的・継続的な監視・監督を実施する体制を構築する。
- ・ 外部委託先との役務提供内容の真偽に関する取引の真正・妥当性の確認の徹底、イレギュラーな取引を抽出するなどのモニタリング体制を構築する。
- ・ 表面的なチェックや報告を避けるため、これらの内部統制が構築されるまでの当面の間は、信頼性の高い人物を本件海外子会社内に配置するなどして、実際に現物を確認するというプロセスを導入・実施する。
- ・ 本年度新たに配置を検討しているベンダーマネジメント担当者により、本件事案への対応を含めた外部委託先の総合的な管理を実施していく。

以上